

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「富士通フロンテック・ウェイ」を事業運営の基本方針とし、常に株主・従業員・取引先をはじめとするステークホルダーの視点にたった経営を行います。また、企業価値の向上を図るために経営の効率化を追求するとともに、経営チェック機能の充実ならびに内部統制システムの整備により透明性の確保を図るなど、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

「富士通フロンテック・ウェイ」

当社グループの存在意義、大切にすべき価値観、社員の日々のビジネス活動における行動の原理原則を示した「基本理念」と「行動指針」であり、「富士通フロンテック・ミッション」(企業理念)と、これに基づく「富士通フロンテック・ポリシー」(企業指針)、「富士通フロンテック・ルール」(行動規範)、「富士通フロンテック・ガイドライン」(行動指針)で構成します。

また、この考え方に基づき、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」(以下、「CG基本方針」といいます)を定めております。

CG基本方針URL <http://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/governance/index.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使の環境づくり、招集通知英訳】

招集通知の早期発送ならびに英語版招集通知のTDnet、当社ウェブサイトへの掲載により、株主の皆様が議案を検討できるよう配慮しております。議決権電子行使については現在採用しておりませんが、今後その効果等を踏まえて、継続的に採用を検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画および監督】

最高経営責任者等の後継者の計画および監督の仕組み等を継続的に検討してまいります。

【原則4-8、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2、補充原則4-10-1 独立社外取締役の役割・責務、独立社外取締役の有効な活用】

当社は独立社外取締役を1名選任しており、外部目線による監査・監督機能の実効性向上に寄与いただいております。今後はより一層、監査・監督機能の実効性向上や助言機能の強化などを図るため、独立社外取締役のさらなる活用について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

CG基本方針において、次のとおり定めております。

第8条(政策保有株式に関する方針および政策保有株式の議決権行使基準)

当社は、業務提携の強化、営業および金融政策維持のために、政策保有株式を保有する。株式保有リスクの抑制や資本の効率性の観点から、政策保有株式は最小限にとどめる方針とする。保有にあたっては、必要性の精査および定期的な保有リスクのモニタリングを行う。また、その保有目的については、有価証券報告書に開示する。

2. 政策保有株式の議決権行使にあたっては、投資先については当社の持続的な成長と企業価値向上の観点から、個々の議案について検討、判断する。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

CG基本方針において、次のとおり定めております。

第9条(関連当事者取引等)

取締役と当社との取引については、会社法および取締役会規則に基づき、取締役会の承認を必要とする。

2. 親会社を含む関連当事者との取引については、他の取引先同様、市場実勢を勘案し交渉のうえ、社内手続きに則り決定する。また、定期的な取引状況の確認を行い、取締役会に報告のうえ、法令に従って開示する。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念等につきましては、「富士通フロンテック・ウェイ」を当社ウェブサイトにて開示しております。また、中期的な経営戦略を含む経営方針や各事業年度毎の経営計画につきましては当社ウェブサイトや決算説明会資料等において公表しております。

・富士通フロンテック・ウェイ

<http://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/csr/index.html>

・経営方針(経営戦略含む)

<http://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/ir/management/>

・経営計画(決算説明会資料)

<http://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/ir/materials/>

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
CG基本方針において、次のとおり定めております。

第17条（取締役の報酬の決定方針と手続き）

当社は、取締役の報酬額について、富士通グループ企業、同業他社および同規模の企業を参考に当社業績に見合った水準を設定し、一定の基準に従い貢献度を勘案のうえ決定する。

2. 取締役の報酬体系および報酬決定の手続きは以下のとおりとする。

1) 基本報酬

役職および職責に応じ、株主総会で決議された報酬総額の枠内で、月額で定額を支給する。

2) ストックオプション

株主価値との連動性を重視した中長期インセンティブとして、株主総会で決議された報酬総額の枠内で取締役会で審議のうえ決定する。

3) 賞与

短期業績に連動するインセンティブとして、毎年株主総会で総額を決議のうえ、個々の分配については取締役会で審議のうえ決定する。

なお、非業務執行取締役（社外取締役等）の報酬は、その職責を勘案し、月額で定額を支給する基本報酬のみとする。

(4) 経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名方針と手続き

CG基本方針において、次のとおり定めております。

第20条（取締役候補および経営執行役の指名方針と手続き）

取締役候補および経営執行役は、性別、国籍等にかかわらず、会社経営や当社の業務に関する豊富な知識と経験や、高度な専門性を有した人格・見識に優れた人物とし、代表取締役社長の推薦を受け、取締役会で審議のうえ決定する。

(5) 経営陣幹部、取締役候補の選任・指名に関する個々の説明

取締役候補者個々の選任理由については株主総会招集通知で開示しております。

【補充原則4-1-1 経営陣への委任の範囲】

・当社は、経営執行役制度のもと経営の意思決定・監督と執行を分離し、社長を筆頭とする経営戦略立案機能の強化と業務執行のスピードアップを図っております。この体制のもと、取締役会は、経営の重要な事項につき審議・決定するとともに、職務執行状況等経営の監督を行っております。また、業務執行に係わる取締役、経営執行役およびその他の業務執行組織の職務権限を明確化し、各々の職務分掌に従い、業務の執行を行わせております。

・業務の執行にあたっては、業務執行に係わる取締役および経営執行役で構成される経営会議を定期的に開催し、業務執行に関する重要事項の決定や各部門等からの業務報告等を行っております。

・なお、業務執行に係わる取締役および経営執行役の担務等については、速やかに公表を行うとともに、事業報告、有価証券報告書において開示しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

CG基本方針において、次のとおり定めております。

第21条（社外取締役の独立性判断基準）

当社は、社外取締役の独立性を判断するにあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考にするほか、客観的な視点から助言・監督その他社外取締役としての任務を遂行できることを考慮する。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

CG基本方針において、次のとおり定めております。

第16条（取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方）

取締役会は、定款で定めた取締役（監査等委員である取締役を除く）12名以内および監査等委員である取締役4名以内で、当社の事業規模や取締役会での活発な議論に必要な構成等を考慮した人数とする。

2. 取締役会は、業務執行に係わる取締役および非業務執行取締役（社外取締役等）から構成する。当社の事業分野を熟知した人材、ビジネス経験・専門性・客観性・独立性等をもって外部の目線から経営に対する助言や監督を行える人材、当社の経営実態に詳しく親会社との連携等の関係も踏まえた企業価値の向上に寄与できる人材など、多様性を考慮することで、バランスある経営判断の確保を図る。

【補充原則4-11-2 取締役のほかの上場会社役員兼任状況】

当社取締役の兼任状況については、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書などで開示しております。

なお、一部の取締役については、他の上場会社役員を兼任しておりますが、合理的な範囲と判断しています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性向上を図るため、アンケート形式にて評価を実施いたしました。その結果、取締役会の実効性については、概ね確保されていると判断しましたが、中長期的な経営方針や重要案件の審議をより充実したものにするなどが課題として挙げられました。今後もこれらの課題の解決への取組みを通じ取締役会全体の実効性向上に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役のトレーニングの方針】

CG基本方針において、次のとおり定めております。

第22条（取締役および経営執行役に対する研鑽・研修の方針）

当社は、取締役については株主からの受託者責任や法的責任を果たすため、また、経営執行役については業務執行の重要な一翼を担っていることから、就任時および随時、研修の機会を提供する。

2. 社外取締役については、その期待される役割を適切に果たせるよう、就任時および随時、会社の事業内容や財務内容等の説明を実施するとともに、事業所および子会社等の視察の機会を適宜提供する。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

CG基本方針において、次のとおり定めております。

第5条（株主との対話）

当社は、持続的な成長と企業価値向上に資するため、株主との建設的な対話を行う。

対話にあたっては、以下のとおり方針を定める。

(1) 広報・IR担当の経営執行役が株主との対話を統括する。

(2) 社長を含む経営者と関連部門間で、株主との対話に関する定例的な会議を実施するほか、適宜情報共有を行い連携する。

- (3)株主との個別面談のほか、決算説明会や株主総会などで、直接経営者等と対話できる場を設けるなど、株主との積極的なコミュニケーションを心がける。
- (4)株主からの意見・問合せ等については、取締役会や経営会議で報告するなど経営者等へ適宜適切なフィードバックを行う。
- (5)「インサイダー管理規程」に基づき、重要事実を含む情報を適切に管理する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
富士通株式会社	12,775,350	53.19
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,484,980	6.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,030,600	4.29
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	568,900	2.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	393,000	1.63
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	368,500	1.53
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	365,316	1.52
株式会社みずほ銀行	279,047	1.16
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	241,500	1.00
富士通フロンテック従業員持株会	229,518	0.95

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	富士通株式会社(上場:東京、名古屋)(コード) 6702

補足説明

- (注1) 上記の「所有株式数」のうち、投資信託など信託を受けている株式数が次のとおり含まれております。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) 972千株
- 日本マスタートラスト信託銀行(株) 393千株
- (注2) タワー投資顧問株式会社から、平成24年6月1日付で提出された大量保有報告書により、平成24年5月31日現在で1,204,000株保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在(平成28年3月31日現在)における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループでは、事業活動を行う上での承認事項など親会社からの制約はなく、すべて当社グループで決議しております。

親会社との取引については、当社「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に基づき、他の取引先と同様、市場実勢を勘案し交渉のうえ、社内手続きに則り決定しております。

従って、親会社との取引が、当社ひいては少数株主の権利を害することは無いと考えております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

- (1) 親会社等の企業グループにおける当社グループとの資本的関係、および位置づけ
- 親会社である富士通株式会社は間接所有割合も含め当社の議決権の53.6%を所有しております。
- 当社グループは、富士通株式会社を中核とする富士通グループにおいて、金融、流通、公共などの各分野向けシステム機器、ソリューションおよびサービスの提供を行っております。
- (2) 親会社等の企業グループにおける当社グループとの取引関係、および人的関係
- 当社グループで開発、製造する金融、流通、公共などの各分野向けシステム機器、ソリューションおよびサービスなどは当社が独自に行う販売に

加えて、富士通株式会社経由でお客様に販売しており、一方、富士通株式会社からパソコン、サーバ等の製品を仕入れております。

人的関係は、常勤役員18名(取締役6名[監査等委員である取締役1名を含む]、経営執行役12名[取締役兼務者5名を除く])のうち、16名が富士通株式会社出身者ではありますが、全員転社しております。また、当社は取締役9名(監査等委員である取締役3名を含む)のうち、富士通株式会社から2名の取締役(監査等委員である取締役1名を含む)を選任しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀野 靖人	他の会社の出身者		△	△		△		△				
鈴木 洋二	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀野 靖人	○		1981年4月に当社親会社である富士通株式会社に入社。	堀野氏は、富士通株式会社(当社の親会社)および富士通サポート&サービス株式会社(当社の親会社の子会社であり、現:富士通エフサス株式会社)の財務経理部門および経営企画部門での豊富な経験と、富士通(中国)信息系统有限公司(当社の親会社の子会社)におけるCFO(最高財務責任者)としての経験を、当社の監査・監督業務に活かしていただけるものと判断し、選任したものであります。当社は、同氏を通じて、取締役会の実効性向上に寄与いただいております。
鈴木 洋二	○	○	公認会計士 現在、富士通コンポーネント株式会社取締役(社外)監査等委員 当社は、鈴木洋二氏を独立役員として指定しております。	鈴木氏は、公認会計士および他社における監査役としての豊富な監査実績を持つほか、監査法人の常任理事として監査法人の経営にも携わっていたことから、これらの経験と深い知見を、当社の監査・監督業務に活かしていただけるものと判断し、選任したものであります。同氏は、2011年6月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に在籍し、常任

				理事等をつとめておりました。また、同法人において1986年4月から2005年3月まで当社の監査業務に携わっておりました。 当社から同法人に支払う報酬額が同法人の総報酬額に占める割合は些少であり、また、同法人を退任してから5年、当社監査業務に携わらなくなってから11年と、いずれも相当の年数が経過していることから、独立性に影響はないものと判断しております。 当社は、同氏を通じて、独立した立場から、取締役会の実行性向上に寄与いただいております。 [独立役員としての指定理由] 同氏は、当社との間に特別な利害関係を有しておらず、当社との間に一般株主と利益相反が生じるような利害関係もなく、公正中立な立場から、独立役員として適切に業務を遂行いただけるものと判断し、指定したものであります。
--	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 **更新**

監査等委員会の職務を補助すべき組織として監査等委員会室を設置し、専従者1名および兼務者1名を配置し、監査等委員会の職務に関する事項および付随する事項の調査・企画を行うなど監査等委員の職務をサポートいたします。また、監査等委員会室員の独立性および監査等委員会の指示の実効性を確保するため、室員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査等委員会の同意を得て決定いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査等委員会は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受ける(四半期に1回)とともに、適宜情報の交換を行ってまいります。また、内部監査部門に対し、監査の状況および結果等につき、定期的(年2回)および随時、報告を行なわせるとともに、必要に応じて調査を要求するなど、相互に連携することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
--------------------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

2008年6月の役員退職慰労金制度廃止に伴い、より業績や株主価値との連動性を高めた役員報酬制度への見直しを行いました。また、その一環として、報酬の一部を組み替えてストックオプション制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

役員がより一層株主との利益意識を共有するとともに、業績向上および株価上昇に対するインセンティブを高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役(社外取締役を除く)、経営執行役に対し、2008年度より、株式1株あたりの払込金額を1円とする新株予約権をストックオプションとして割り当てることとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

<2015年度に係る取締役および監査役に対する報酬等の総額及び種類別の額>

- ・取締役(社外取締役を除く) 5名 165百万円(基本報酬103百万円、ストックオプション11百万円、賞与50百万円)
- ・監査役(社外監査役を除く) 1名 4百万円(基本報酬4百万円)
- ・社外役員 5名 23百万円(基本報酬23百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の決定に際して、富士通グループ企業、同業他社及び同規模の企業を参考に当社業績に見合った水準を設定し、一定の基準に従い貢献度を勘案のうえ報酬額を決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

更新

社外取締役については、取締役会事務局、監査等委員会室などが連携し、適宜必要な情報を提供するなどサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、平成28年6月23日開催の第101回定時株主総会の決議に基づき、「監査役設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を一層強化することで、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ってまいります。加えて、当社の事業内容・経営実態に詳しい非業務執行取締役1名を選任し、助言・監督機能の実効性向上を図ってまいります。

また、変化の激しい経営環境に的確に対応するため、経営執行役制度のもと経営の意思決定・監督と執行を分離し、社長を筆頭とする経営戦略立案機能の強化と業務執行のスピードアップを図っております。

当体制の下、業務の執行に関しては、業務執行に係わる取締役および経営執行役で構成される経営会議を毎月2回開催し、重要事項の決定や各部門からの業務報告などを行っております。取締役会は月1回開催し、重要な経営上の意思決定を行うほか、業務執行、業績の進捗などについて審議しております。監査等委員会は月1回開催し、取締役の職務の執行の妥当性・適法性の監査等を行います。

監査体制としては、監査等委員会を設置し、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、客観的かつ独立した立場で経営を監視しております。監査等委員会の職務の実施にあたっては、「監査等委員会室」を置き、専従者1名および兼務者1名を配置して、監査等委員の職務をサポートいたします。

また、内部監査機能として「監査室」を置き、専従者10名および兼務者1名を配置して計画的に実地監査を行い、その結果は、随時担当役員に報告するとともに定期的に社長ならびに監査等委員会(または常勤の監査等委員)にも報告する体制を整備しております。また、監査等委員会は、社長から定期的に(年2回)、その他の経営者および社員から適宜職務の執行状況を聴取するとともに、会計監査人から会計監査の内容について説明を受ける(四半期に1回)とともに、適宜情報の交換を行ってまいります。また、内部監査部門に対し、監査の状況および結果等につき、定期的に(年2回)および随時、報告を行わせるとともに、必要に応じて調査を要求するなど、相互に連携することとしております。

なお、2016年3月期にかかわる当社の会計監査業務を執行していた公認会計士は、新日本有限責任監査法人所属の小林宏氏(継続監査年数2年)、松本暁之氏(同4年)、廣瀬美智代氏(同1年)の3名であり、その補助者は、同法人所属の公認会計士15名、その他22名であります。当社と非業務執行取締役 川上博予、鈴木洋二および小関雄一の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実化を図ることができると考え当体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日につき、いわゆる「集中日」を避けて開催しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイトおよびTDnetへ英文招集通知を掲載しております。
その他	当社ウェブサイトおよびTDnetに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(期末、中間期)開催を基本としており、社長を中心に役員等が説明しております。内容は、事業環境、損益および製品トピックスなどを説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載しているIR資料は、有価証券報告書・四半期報告書、報告書(株主総会添付書類)・中間報告書、決算短信・四半期決算短信、決算説明会プレゼンテーション資料、ファクトブック、株主総会の招集通知および適時開示資料などであります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室広報・IR室	
その他	アナリスト、機関投資家等への個別取材対応を行っております。また、決算説明会資料をIRサイトに掲載するとともに、お問合せフォームやFAQを設置するなどして個人投資家の方々とのリレーション向上に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社会および企業の一員としてとるべき行動基準を定めた「富士通フロンテック・ウェイ」を制定し、遵守するとともに、意識の高揚と継続した啓蒙に取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境活動については、「環境にやさしい企業活動」を基本理念とする「富士通フロンテック環境方針」のもと行動指針を定め、「環境報告書」を毎年発行するなど、積極的な活動を行っております。 現在は、2016年度から2018年度までを期間とする「第8期富士通フロンテックグループ環境行動計画」を推進しております。また、ISO14001の認証を1998年10月までに全社で取得いたしました。 CSR活動においては、ステークホルダーの期待に応えるため「富士通フロンテック・ウェイ」の実践に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務運営の基本方針

当社グループは、次の「富士通フロンテック・ウェイ」を業務運営の基本方針として、広く社会の発展に貢献する事業活動を行なっております。

《富士通フロンテック・ウェイ》

〔富士通フロンテック・ミッション(企業理念)〕

私たち富士通フロンテックグループは、お客様と社会の期待に応え、お客様と喜びを分かち合うため、ヒューマン・インターフェースに関わる最先端の技術で、ハード・ソフト・サービスによるトータルソリューションをグローバルに提供することを使命とします。そして、ものづくりにこだわり、品質にこだわり、人づくりにこだわります。

〔富士通フロンテック・ポリシー(企業指針)〕

- (1)顧客志向の観点で判断・行動
- (2)社員が充実して働ける環境づくり
- (3)利益を確保して持続的発展につなげる
- (4)社会正義・公正ルールの遵守

〔富士通フロンテック・ルール(行動規範)〕

- (1)公正な商取引を行います
[お客様、お取引先へ公平な対応をし、よきパートナーシップの構築により、共存共栄を図ります。]
- (2)人権を尊重します
[一人ひとりの人権を尊重し、人種・性別・社会的身分などによる不当な差別や人権侵害行為を行いません。また、一人ひとりを人間として尊重し、明るく働きやすい職場づくりに努めます。]
- (3)法令を遵守します
[国内外の諸法令はもとより、社会規範、道徳などのルールを遵守します。]
- (4)機密を保持します
[お客様情報、個人情報、自社機密情報を責任を持って管理し、絶対に社外に流出させないようにします。]
- (5)知的財産を保護します
[自らの特許権や著作権などの権利を創造し守るとともに、他者の知的財産を尊重し正当な利用をします。]
- (6)業務上の立場を私的に利用しません
[業務上の立場や情報を利用して、個人的便宜や利益を図ることを行いません。また、会社の財産を業務遂行の目的以外に利用しません。]

〔富士通フロンテック・ガイドライン(行動指針)〕

- (1)私たちは、お客様視点で行動します
[あなたは、お客様の立場で物事を考えていますか。品質第一で判断・行動していますか。お客様の要望に迅速に対応していますか。]
- (2)私たちは、よき企業人・よき社会人として行動します
[あなたは、常識を持ち、マナーやルールを守っていますか。爽やかな挨拶をしていますか。]
- (3)私たちは、まじめで粘り強い努力を図る。
[あなたは、仕事に全力投球していますか。]
- (4)私たちは、夢を持ち、チャレンジします
[あなたは、新しい技術やスキルを学んでいますか。高い目標に向かって努力していますか。]
- (5)私たちは、働く仲間を大事にします
[あなたは、チームワークを大事にしていますか。全社的な観点で、自部門だけでなく組織間の連携に努めていますか。]
- (6)私たちは、地球環境を守ります
[あなたは、地球環境のために何かよいことをしていますか。もったいないことをしていませんか。]

2. 当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、変化の激しい経営環境に的確に対応するため、経営執行役制度のもと経営と執行を分離し、社長を筆頭とする経営戦略立案機能の強化と業務執行のスピードアップを図る。
- b. 取締役および取締役会は、経営の重要な事項につき審議・決定するとともに、職務執行状況等経営の監督を行う。経営執行役は、社長からの委託により担務事業での業務を執行する。
- c. 取締役会は、業務執行に係わる取締役、経営執行役(以下「経営者」という)およびその他の業務執行組織の職務権限を明確化し、おのこの職務分掌に従い、業務の執行を行わせる。
- d. 当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項を審議・決定するとともに、業績の進捗状況についても報告し対策を行う。また、業務執行に係わる取締役および経営執行役で構成される経営会議を毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項の決定や各部門から業務報告等を行う。このほか、全社事業効率化委員会、経営革新ミーティング、経営方針会議等を通じ、ビジネス上の重要課題および中期戦略を討議するとともに、経営方針等を全社共有する。
- e. 当社は、経営に対する助言機能および経営の監督機能を強化するため、社外取締役を含む非業務執行取締役を任用する。
- f. 経営者は、「取締役会規則」、「経営会議規則」、「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続きのもと、業務執行を行う。
- g. 経営者は、業務の運営について将来の事業環境を踏まえ中期事業計画および各年度予算を立案し、全社的な目標設定を行い、各部門においては、目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- h. 経営者は、企業改革に関連する法改正等を踏まえ、財務報告の信頼性確保、業務の有効性と効率性の向上、および法令等の遵守のため、内部統制体制の整備と業務プロセス分析・改善等を継続的に推進する。

(2) 経営者および社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社および当社グループ会社の経営者および社員は、社会および企業の一員としてとるべき行動基準を定めた「富士通フロンテック・ウェイ」を遵守・推進するとともに、意識の高揚と継続した啓蒙に取り組む。
- b. 当社は、コンプライアンス全体を統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催する等、継続的な遵法活動を行う。また、当社グループ会社にコンプライアンス推進責任者を設置し、相互に連携を図る。
- c. 経営者は、事業活動に係る法規制等を踏まえ、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
- d. 当社は、当社グループの社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「CSRライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気づいたときは相談できる。その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。

e. 取締役会は、職務の執行者から定期的に報告を受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書他、重要書類の保存・管理については、法令および社内規定に基づき行う。(保存期間:10年間)
- b. 取締役は、職務の執行状況を確認するため、上記aの文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」のもと、当社グループの事業活動に関連するリスク情報の集約を行い、未然防止対策を策定のうえ、当社グループ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。また、同時に当社グループにおけるリスク発生時のエスカレーション体制を明確にし、発生リスクに対する迅速な対応を図るとともに、再発防止に向けた活動を行う。
- b. 経営者は、当社グループに損害を与えるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては取締役会に報告する。
- c. 当社は、「安全衛生防災委員会」において災害に備えた活動を行うとともに、「防災管理基準」および「災害時における初動対応マニュアル」を各社員に周知徹底し、有事の際の確実な初動と安全の確保等、適切な対応を図る。
- d. 当社は、情報管理の重要性を認識し、情報管理関連規定に基づき、個人情報およびお客様の情報ははじめとする各種情報について、「セキュリティシステム推進委員会」および専任部署の設置等、管理体制を整備し適切に取扱う。

(5) 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社は、「富士通フロンテック・ウェイ」をはじめとする各種情報の適切な伝達と共有により、当社および当社グループ会社間の連携強化を図り、グループ一体となった経営を推進する。
- b. 当社は、当社グループ会社それぞれの経営の自主性を尊重するとともに、グループ全体の経営の効率的かつ適法、適正な業務遂行体制の整備に関する指導、支援を行う。
- c. 当社は、「関係会社運営規程」に基づき、当社グループ会社の運営を総括する責任者のほか、当社グループ会社ごとに担当する本部長を具体的に決め、責任体制および報告体制を明確化し、上記a、bを推進する。
- d. 当社の内部監査部門は、当社グループ会社の内部監査を行い、当社の取締役会に内部監査の結果を報告する。
- e. 当社は、親会社を含めた企業グループとしての企業価値の持続的向上を図るとともに、親会社との間においても社会通念に照らし公正妥当な取引を行う。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき社員および当該社員の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性および監査等委員会の当該社員に対する指示の実効性に関する事項

- a. 当社は、監査等委員会および監査等委員の職務を補助すべき組織として監査等委員会室を設置し、室員となる社員は監査等委員会および監査等委員の職務に関する事項および付随する事項の調査・企画を行う。
- b. 取締役は、監査等委員会室員の独立性および監査等委員会および監査等委員の指示の実効性を確保するため、室員の任命・異動および報酬等人事に関する事項については監査等委員会の同意を得て決定する。

(7) 当社および当社グループ会社の経営者および社員が監査等委員会に報告するための体制

- a. 監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、経営者および社員から職務の執行状況の聴取、重要な決裁書類の閲覧、および各事業部門における業務・財産の状況等の報告を受ける。
- b. 経営者は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会(または常勤の監査等委員)へ報告する。
- c. 当社および当社グループ会社の経営者および社員は、定期的に監査等委員会(または常勤の監査等委員)に対して職務執行状況を報告する。
- d. 当社および当社グループ会社の経営者は、前各号による報告を行ったことを理由として、経営者または社員に不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員会の機能の実効性向上を図るため、常勤の監査等委員が日常継続的な監査を行う体制を維持することに加え、全ての監査等委員に対し、監査等委員会の決議により、独立した立場から業務執行状況の調査および監査を実施する権限等を付与できる体制とする。
- b. 監査等委員会は、会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図る。
- c. 内部監査部門は、定期的に監査等委員会(または常勤の監査等委員)に内部監査の結果を報告し、監査等委員会(または常勤の監査等委員)は、必要に応じて内部監査部門に調査を要求する等、相互に連携する。
- d. 監査等委員は、監査等委員会の職務の執行に関し生ずる費用の支払いを請求できるものとし、当社は速やかに当該費用を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「富士通フロンテック・ウェイ」を業務運営の基本方針としており、社会正義・公正ルールの遵守を「富士通フロンテック・ポリシー(企業指針)」に掲げるとともに、「富士通フロンテック・ルール(行動規範)」において、法令及び社会的に公正と認められるルールを尊重し、遵守することを定めております。

これに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループは、対応統括部署を総務部と定め、富士通グループ共通のマニュアルに準拠し、顧問弁護士や警察および外部専門機関と連携して情報収集を行うとともに、研修の実施等により、職場における周知徹底を図ることで、必要に応じて迅速な行動をとることのできる体制を整備しております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであり、現時点で特別な買収防衛策は導入しておりません。
今後とも、企業価値、株主様共同の利益を第一に考え、社会情勢などの変化に十分注意しながら、継続的に買収防衛策の必要性も含めた検討を進めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)適時開示に係る当社の基本姿勢

株主・投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす会社情報の適時開示は上場企業としてきわめて重要な会社の責務であると認識しております。

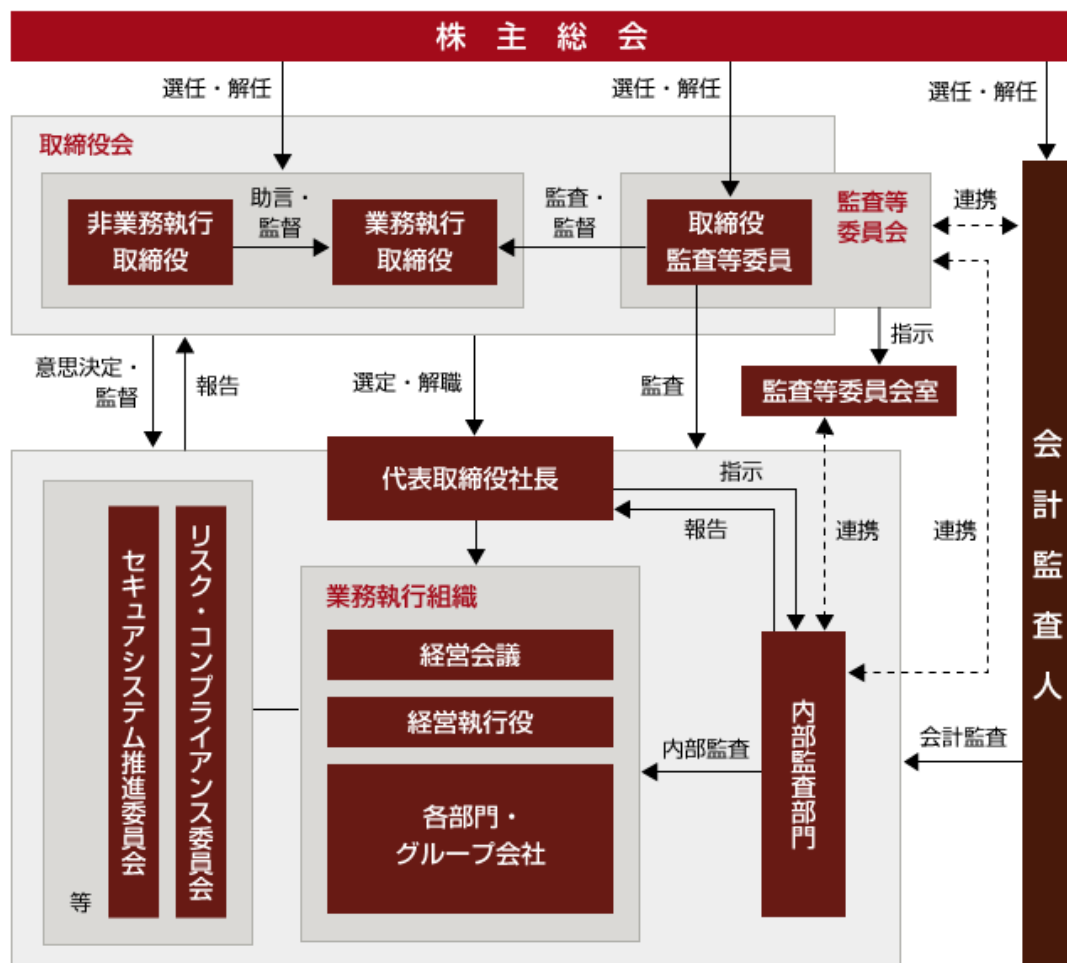
(2)専任部署

適時開示等の情報開示につきましては、専任部署として経営企画室広報・IR室を設けております。

(3)適時開示の流れ

経営情報および各部からの情報に基づき、専任部署において株式会社東京証券取引所発行の「会社情報適時開示ガイドブック」により開示判断しております。作成した開示資料は情報取扱責任者、代表取締役社長の承認（取締役会での決議を含む）を経て適時適切な開示を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示に係る社内体制図

